

関税法施行令(昭和29年政令第150号)第92条第4項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和30年政令第100号)第30条第4項の規定に基づき、税関官署の長に委任する権限の範囲等(平成29年東京税関掲示第160号)のほか、大井出張所の開庁時間以外の時間における輸出入申告等の特例について、平成29年7月1日から適用することとしたので、以下のとおり公告する。

なお、この実施に伴い、従前の芝浦出張所及び大井出張所の開庁時間以外の時間における輸出入申告等の特例については、平成29年6月30日限りで廃止する。

平成29年6月26日

東京税関長 大森 通伸

1. 輸出入申告等の特例

大井出張所において、関税法(昭和29年法律第61号)第19条の規定に基づく税関官署の開庁時間(以下「開庁時間」という。)以外の時間に行われる、同出張所の管轄区域内に蔵置される貨物に係る輸出入申告及び関係書類の提出(以下「輸出入申告等」という。)は、税関官署の長に委任する権限の範囲等に規定する管轄区域にかかわらず、本関に行うことができる。

2. 予備申告等の取扱い

上記1.の特例については、開庁時間以外の時間に輸出入通関を行うため、輸入申告に先立ち開庁時間に行われる予備申告、開庁時間以外の時間に輸出の許可を受けるため開庁時間に行われる保税地域等への搬入前の輸出申告、本船扱い承認申請及びふ中扱い承認申請等の事務についても適用する。